

「給与応援 Super/Lite」

平成 27 年 (Ver.H27.3) のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきましてご案内申し上げますので、よろしくご査収のほどお願いいたします。なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。

あらかじめご了承ください。

保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されているご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。

プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日 (*) : 2016年3月22日 (火)

CD-ROM発送開始

給与応援Super : 2016年4月12日 (火)

給与応援Lite : 2016年4月15日 (金)

バージョンアップ対象

Ver.H26.1 以降

(*) ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。

バージョンアップ前に電子申告システムをご利用の場合は、Ver.H27.30.e2 のまま引き続き電子申告をご利用いただけます。

対応内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000476>

詳細は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

1. 社会保険改正の概要

■ 健康保険：標準報酬月額の上限範囲拡大

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部が改正されたことにより、健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額が、121万円から139万円に引き上げられました。なお厚生年金は改正がないため従来のみとなります。

この改正は、平成28年4月分（5月納付分）から適用されます。

・標準報酬月額が3等級追加されます。

毎月の保険料を計算するもとなる標準報酬月額が3等級追加され、47等級121万円から50等級139万円の上限になります。

【健康保険の標準報酬月額等級】

改定前			改定後		
等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
...
46	1,150,000円	1,115,000円以上～ 1,175,000円未満	46	1,150,000円	1,115,000円以上～ 1,175,000円未満
47	1,210,000円	1,175,000円以上	47	1,210,000円	1,175,000円以上～ 1,235,000円未満
			48	1,270,000円	1,235,000円以上～ 1,295,000円未満
			49	1,330,000円	1,295,000円以上～ 1,355,000円未満
			50	1,390,000円	1,355,000円以上

- ・標準賞与額の上限額が引き上げられます。
これまで上限額は、年度累計で540万円でしたが、573万円に引き上げられます。

【標準賞与額上限】

改正前	改正後
540万円	573万円

2.システムの対応内容

2-1 社会保険改正によるシステムの対応内容

- ・給与の処理月「5月」（社会保険の徴収が「当月分(特別)」）または支払日の特別処理が「翌月日付(特別)」の場合は処理月「4月」以降、会社選択時にメッセージを表示し、当該従業員の健康保険料等を更新し、システム内部の健康保険の料額表を新料率表に切り替えるよう対応します。（平成28年データのみ）
- ・平成28年分の会社データについては、4月以降、給与の健康保険料計算時、標準賞与額の累計額を573万円を上限とした標準賞与額で、健康保険料・(内)特定保険料・介護保険料を計算するよう対応します。（1月～3月は従来の540万円で計算します。）

2-2 その他の変更点

■ 要望対応

[退職]タブの(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用（給与応援 Lite は[年末調整]タブの給与所得の源泉徴収票退職者用）を、年末調整の使用方法で「年末調整のみ使用」を選択している場合も処理できるよう対応します。
（出力対象：年末調整しない退職者、平成28年データのみ）

■ 障害対応（給与応援 Lite 除く）

法定調書合計表の印刷条件設定画面に「個人番号の印刷」の選択を追加します。（平成28年以降のデータ、基本情報の法人（個人）番号が12桁の場合のみ）

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください